

任意継続(政府管掌健康保険の任意継続)

任意継続のための条件

- ① 2ヶ月以上被保険者であること
- ② 退職日より20日以内にご自分で手続きしていただけること
お手続きの内容は、住所地の社会保険事務所に行き、任意継続の申請をして、1ヶ月～2ヶ月分の保険料を支払うことです。
- ③ 就職するか、2年経過するまで途中ではやめられないことをご承知いただくこと
- ④ 毎月の保険料は、直接納付することと、納付が1日でも遅れると資格を喪失することをご承知いただくこと



政府管掌健康保険を任意継続する

保険料はどうなるのか？

現在の標準報酬月額から2段階まで引き下げることが可能ですが、その標準報酬月額から計算される保険料の事業主負担分も合わせて本人負担分になります。つまり、現在の健康保険料のほぼ2倍の金額になるということです。ただし、標準報酬月額には上限額 280 千円があります。

具体的には、あなたの標準報酬月額 千円 → 現在の保険料

¥ 円

二段階下げた時の標準報酬月額から計算する任意継続保険料

¥ 円

国民健康保険の保険料は、それぞれの地方公共団体により多少の差はあるものの、税額により計算され、たいいていの場合、国民健康保険が安いです。(地方公共団体によっては、そうでないこともあります)

● 保険料年額の計算方法(平成 17 年 8 月 24 日現在)

	所得割	均等割	世帯均等割
横浜市 医療分(+介護分)	前年市民税額 ×3.27(4.03)円	被保険者一人につき 42,580円(55,310円)	0円
川崎市 医療分(+介護分)	当年市民税額 ×2.68(3.35)円	加入者(扶養者含む)一人につき 17,270円(22,366円)	23,440円 (28,371円)

年金はどうなるのか？

厚生年金保険は任意継続できません。退職後、役所に退職の証明書を持って行き、国民年金加入の手続きをします。

現在の国民年金保険料 ¥13,580円/月(平成17年8月24日現在)